

7月豪雨に被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。また亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

阪神淡路大震災から始まり、東日本大震災、熊本地震、そして今回の豪雨災害など、自然の驚異が頻繁に発生し始めました。一方で個人資産の形成になるからと被災者の生活再建に手を差し伸べようとしない政府。資本主義社会の矛盾が目に残るようになりました。

いまこそ新しい社会を築き上げる理論が求められている。痛切に感じる今日この頃です。

□===== [理論解説] =====□

今回は、「権利」という概念を科学的に定義しました。そして観念論的社会契約論がその「権利」の由来を、もともと自然状態にあつて個人が有していた自然法または自然権（完全な「自由」＝「無制限の権利」）を人々が互いに契約を結ぶことで一定の制約を設けることによって生み出されたものと解釈していることを説明しました。

また当初想定された各種権利の中には「生存権」が含まれておらず、歴史的には両世界大戦後に社会保障という概念とともに認知されて今日の「基本的人権」が考案されたということも併せて紹介しました。

今回は観念論的社会契約論が、今日の社会の負の側面についてもその原因となっていることについて説明していきます。

本題に入る前に、少し前回の解説で書きもらしていたことを捕捉させてください。それは何故当初の観念論的社会契約論において「生存権」が含まれていなかったのかということです。浜林正夫氏は

「しかしこのロペスピエールの提案は、革命が最高潮にあつたジャコバン政権のもとにおいてさえ、とりいれられなかった。生きる権利よりも財産権の方が重視されたのである。それは人権宣言がブルジョアの革命の人権宣言であつたということから生ずる必然的な限界であつたというべきであろう。」[浜林正夫、『人権の思想史』、吉川弘文館、東京、53頁]

と述べてブルジョアの限界という簡単な一言で済まされてしまっていますが、実はこの問題にこそ観念論的社会契約論の本質的な誤謬が潜んでいるのです。

それは、観念論的社会契約論において社会契約を結ぶ個人は自由な個人で

あるという大前提です。自由な個人というものは、誰の力も借りず、自らの力でのみ生きている存在を意味します。したがってその社会契約においては、他人から生きることを保障してもらわなければならないような個人は想定されていません。つまりあくまで「自己責任」に基づく理論だということを理解しておく必要があります。ブルジョアの限界などという類の問題ではなく、論理の大前提としての、観念論的社会契約論の本質である「生きることは個人の営為である」という認識そのものが、生存権という発想を生み出さなかったのは理論的な必然であったと考えるべきでしょう。この点が今回の理論解説の中でも重要な点となります。

それでは今月の解説の本題に入っていくことにしましょう。

大学で歴史学を学ばれた方であればご存知のことと思いますが、人類の社会というものも歴史的に形成された構造物として立ち現れます。一つの歴史的な社会が次の社会に移行していく過程、あるいはその移行の原動力を生産力と生産関係の矛盾によるものとして捉えたのはカール・マルクスやフリードリヒ・エンゲルス等で、その理論は弁証法的史的唯物論とよばれます。ただしマルクスやエンゲルスらも述べているように、その矛盾の生成と止揚の過程は自動的に進行するものではなく、当該社会の人びとの社会に対する認識の変化が大きな役割を果たします。このことは逆にいえば、それぞれの時代の社会にはその社会の仕組み（構造・制度）を当然のものとして受け入れる認識を、その時代の人びとが共通して持っているということを意味します。

別な言い方をすれば、一つの社会にはそれを支える思想があつて、それは単にその社会の支配層の思想を言うわけではなく、支配をする側にもその支配を受ける側にも共有されているものなのです。つまりその社会(あるいは経済)の仕組みを然るべきものと見做す普遍的なものの考え方があつて、その時代の人びとのほぼ全員がその考え方にとらわれているような意識（理論）が、その社会を支える理論的・精神的支柱となっているのだということです。

現代の社会あるいは経済制度（資本主義）についても例外ではありません。資本主義の成立過程でどのような理論がそれを支えたのかという問題について、非常に大きな影響を与えた研究がマックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（1920年）でした。

この中でヴェーバーは、「(前略) とくに宗教教育を受けた少女、わけても敬虔派の信仰をもつ地方で育てられた少女だ。(中略)。労働を自己目的、すなわち”Beruf”「天職」と考えるべきだという、あの資本主義の要求にまさしく合致

するところの考え方は、このような場合いちばん受け容れられやすく、伝統的慣習を克服する可能性も宗教的教育の結果最大となる。」(67-68 頁) と述べて、プロテスタンティズムの倫理が資本主義の成立の契機となったのではないかと提起したのです。しかし、ヴェーバーのこの見解は、資本家にとって都合の良い労働者が、プロテスタンティズムの精神によって育まれて来たということとは言えても、労働者を使う側の資本家の倫理とはなりえないのではないかという問題があります。

さてここで、資本主義という経済制度がどのようなものなのかということに触れておかななくてはなりません。資本主義という経済制度を特徴づけるのは、市場経済でもなければ商品交換でもありません。資本主義経済制度の本質的特徴は、労働力の商品化と、資本家による労働者にたいする剰余価値の収奪（経済用語ではこれを「搾取」と呼びます）にあります。もう少し詳しく説明しましょう。

アダム・スミスは人間が他の動物たちと最も違うところは何かと問いを立てて、それは物を交換するという行為にあると説きました。まさに天才的な発見だったと言えます。そして商品には使用価値と交換価値の二つの価値があることを指摘します。

問題は商品を「交換」する際にその価値は何によって決まるかという点です。当時すでにジョン・ロックの『統治二論』において示されていたような、労働価値説が広く受け入れられていたようですが、アダム・スミスも『国富論』の「第三篇 第六章 商品の価格の構成部分について」で、同じ労働時間が投下された商品は等価であるとする原則を確認しています。このことは商品交換の二つの原則、(1)商品は等価交換されること、(2)交換価値は投下された労働の量によって決まること、を示唆しています。

余談ですが、スミスは商品生産者の能力によって生産量にばらつきが生じたりすると交換価値にも差が出ることはあるものの、市場で平均的な中央値に自然に落ち着くメカニズムを考察し、その価格を「自然価格」という言葉で表現します（いわゆる神の見えざる手）。スミスは更に論を進める中で、労働量に加えて利子も含めてしまい、このことが労働価値説を不十分なものにしてしまうこととなります。その原因は利子が何によって生まれるのかが十分に解明されていなかったことにありますが、それは後にマルクスによって訂正されることとなります。

さて、労働の量が交換価値の尺度であり、商品交換が等価交換であれば、人びとの間に富の格差が生まれる余地はないはずですが。しかし現在の資本主義という経済制度においては非常に大きな富の格差が生じています。その理由はマ

ルクスが明らかにしたように、資本家が労働者を搾取することにあります。人間は労働によって自分自身の生の再生産に必要な生産物よりも多くの生産物を生み出すことができます。人間が自分自身の生の再生産に必要なだけの生産物を生み出す労働を必要労働、それを超える部分を剰余労働といいますが、このうちの剰余労働部分を資本家が自分のものにしてしまうこと、これを搾取と呼んでいます。具体的にいうと、現在1日8時間働く際の労働力の対価を一日当たりの賃金といいますが、この賃金が満額ではなく剰余価値部分を差し引いて支払われているという事なのです。これは不等価交換であると言えます。経済の原則に照らしてみると明らかにおかしいこの不等価交換に労働者が異議を唱えることなく当然のこととして従っているのは何故なのでしょう。実はここにこそ観念論的社会契約論のもっとも重要な役割があるのです。

歴史的な経過から言えば、イギリスの産業革命の始まりは毛織物業の発達から始まります。羊毛の需要の増加がエンクロージャーと呼ばれる土地の囲い込みとそれに伴う農民の土地からの引き離しを促します。この時生産手段から切り離された労働者が大量に発生しました。この時以来、労働者は自らの労働力を商品として雇い主に提供することで対価である賃金を受け取るという資本主義の原則が確立されました。さてこの労働者の成立過程、すなわち労働力の商品化の成立過程において、次のような理論が労働力の購買を正当化することになりました。

「二七 たとえ、大地と、すべての下級の被造物とが万人の共有物であるとしても、人は誰でも、自分自身の身体に対する固有権をもつ。これについては、本人以外の誰もいかなる権利をももたない。彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものであると言ってよい。」(アダム・スミス、前掲書325頁)

つまり市民の持つ「所有権」という考え方が、労働力にも適用されて、労働力をどのような価格で販売するかは労働者の自由であるという考え方を正当化することになったわけです。これはとりもなおさず、労働力市場形成のもっとも根本的な理論となっています。これは売り手としての労働者の立場を正当化するものですが、同時に買い手である雇用主=資本家の側についていうところの、労働者の労働力をどのような価格で購買するかは資本家の自由であるという理論とコインの裏表の関係をなします。この労働力の売買、すなわち労働市場の存在を正当化することこそが、観念論的社会契約論あるいはその根拠である西洋近代個人主義のもっとも重要な役割だったのです。

自然権から出発して基本的人権にいたる「人権」という考え方は、基本的に

この西洋近代個人主義の流れに属するものであって、生きるという行為を個人の営為であるとする考え方であり、この思想がある限り資本主義のもっとも根本的な原理である労働力市場は正当化され続けるでしょう。すなわち、基本的人権という論理が存続する限り、資本主義が倒れることはないのです。

明治維新の際に、日本社会は西洋の列強諸国の強さの秘密は資本主義という経済制度にあることを見抜き、日本社会を封建制経済から急速に資本主義経済に移行させることを最重視しました。その際にどうしても必要だったのがこの西洋近代個人主義という思想であり、その導入に大きな役割を負ったのが福沢諭吉などの理論家でした。この辺りの事情については、佐藤幸治氏が次のように述べておられます。

「(前略) 対外的危機に直面しての幕藩体制の機能障碍を眼のあたりにしつつ、彼らは、やがて、西洋諸国の軍事的優越を含む強さは単にその科学文化のみならず、その政治社会の構成のあり方にあるのではないかと気づきはじめ、各個人の自由競争の中に西洋諸国の活力と強さの根源を見出そうとする者が登場してきた。人権思想もかかる状況の中ではぐくまれ、芽をふいてくることになる。

このような流れの中で中心的役割を果たした一人は、福沢諭吉（一八三五—一九〇一年）である。彼（中略）は西洋社会の基底にあるものに眼を向けるべきことを力説し、その後も彼は『学問のすゝめ』（一八七二—七六年〔昭和五一—九一年〕）や『文明論之概略』（一八七五年〔昭和八年〕）等において、一身の自由と独立を持することの意義を説いてやまなかつた。」（佐藤幸治・中村睦男『浦部法穂』初宿正典著、『基本的人権の歴史』、有斐閣新書、1979年、東京、120—121頁）

明治期の天賦人権説の本質は、国民の政治的自由や民主主義を求めるものではなく、まさに欧米列強に対抗しうる経済社会を築き上げるための、国民の意識改革にあったと言えるでしょう。

本日の結論です。自然権という思想から始まる西洋近代個人主義の本質は、生きることを個人の営為であるとする観念論であり、資本主義の本質的な矛盾であり、現代社会の歪みの根本である労働力の商品化や資本家による搾取を容認する役割を担ってきました。その改良型ともいえる基本的人権論も、結局のところ本質的には自然権思想と変わるところはありません。したがって基本的人権という論理では、今日の社会の矛盾を解消することは不可能です。基本的人権は人々が生きることを保障してくれる理論ではないのです。

それでは基本的人権論に代わって私たち一人ひとりが生きていくことを保障してくれる理論はなんなのか。次回からはいよいよ唯物論的社会契約論の理論

について解説していくことにしましょう。

□=====□

●====[時事批評]=====●

イージスアショアの導入について、安倍内閣はこれを積極的に進めようとしています。しかし1基1350億円の建設費用がかかるうえ、その維持費にも莫大な経費が見込まれるということです。7月の豪雨災害やそれ以前の熊本地震の復興が進まない中、果たしてこのようなものが本当に必要なのでしょうか。

私の住まう関西でも大阪北部地震の後もプレートの歪は解消されておらず、近いうちに大阪にもM7クラスの地震が発生すると予測されている中、自宅の耐震化工事はもとより、耐震診断すら費用が無くて払えないという方がたくさんおられます。首都直下型地震の危険も指摘される中、首都圏にもそうした人々は無数におられることでしょう。

戦争は人為です。その気になれば回避することはいくらでも可能です。まして北朝鮮との戦争当事国である韓国・米国が対話路線に転じた今、日本にイージスアショアを導入する必要性はなくなったと言えるでしょう。そんなお金があるなら、来る震災に備えて国民の命を守るために無償の耐震検査や耐震化工事の現物給付、あるいは無利子での改修費用貸し付けなど、やるべきことは山ほどあります。

安倍政権はお金の使い道を知らない。そういわれても仕方ないですね。

●=====●

次回の発行は9月1日を予定しております。